

## 東京女子医科大学病院・群馬大学医学部附属病院の 特定機能病院の承認取消しについて

- 本日、社会保障審議会医療分科会が開催され、東京女子医科大学病院及び群馬大学医学部附属病院について特定機能病院の承認取消しが相当であるとの結論に至り、それを受けて塩崎恭久厚生労働大臣による記者会見も行われました。本件について、日本医師会としての見解を申し上げます。
- まずは、一連の経過の中で、東京女子医科大学では幼いお子さんの、また群馬大学では8名の患者さんの、それぞれ尊い命が失われたことに対して、心からのお悔やみを申し上げるとともに、医療提供者を代表する団体として、医療安全に対する取り組みをさらに深めていくことをご遺族ならびに国民の皆様強く誓うものであります。
- 東京女子医科大学病院については、人工呼吸中の小児への投与が禁忌とされている鎮静剤を継続投与された小児が死亡した事案、また、群馬大学医学部附属病院については、腹腔鏡下肝切除術により8名の患者が亡くなるという痛ましい事案が発生しました。これらについて、医療分科会において、事故の背景やその後の対応、関連する医療安全管理体制等について慎重に検討がなされ、その結果、両病院が特定機能病院の承認取消し相当とされました。
- 両病院は、これまで医療の各分野で最先端を担い、たとえば群馬大学であれば、県内唯一の大学病院として、高度な医療を必要とする県内全ての患者に伝えてきました。

特定機能病院の承認が取消し相当となったとはいえ、両病院には引き続き、医育機関として教育機能を持ち、高度な医療を広範囲の地域で提供する大学病院としての機能を担い続けることが求められております。
- 両病院は、今回の審議結果を重大に受け止め、医療分科会による指摘事項

を踏まえ、安全管理体制と能動的なチェック機能の構築、大学病院としてのガバナンス、病院の開設主体と管理者との適切な関係構築に、真摯に取り組んでいただきたいと考えます。このような再発防止に向けた取り組みを進め、医学教育・研究機関、また地域医療を支える重要な基幹病院として、患者さん、地域住民の信頼を一日も早く回復されることを、強く希望いたします。

○ 厚生労働省においては、医療分科会における指摘事項に基づく施策の実施に努めることを要望いたします。また、特定機能病院ではなくなった場合、両病院に対する医療法上の立入検査は、地方行政が一元的に担うこととなりますが、ふたつの大学病院の今後の再生の途を見守るためにも、なんらかの形で国の関与が必要ではないかと思われます。更に、特定機能病院以外の病院であっても、高次・先端的な医療を提供する病院については、その重要性に準じた慎重な対応が求められています。

○ 医療安全に向けた取り組みとして、本年 10 月、医療事故調査制度に関する法律が施行されることとなりますが、この医療事故調査制度が真に医療安全に資する制度として機能することによって、今回のような事案も、より早い段階で原因究明と再発防止策が立てられ、被害の拡大を食い止めることができるものと確信をいたします。

医療事故調査制度の実施に向けては、厚生労働省の検討会等における議論を踏まえ、次第にその詳細が示されているところですが、医療安全の向上のために、私ども医師会組織全体としても、医療界はもとより、患者・国民とも一体となって、この制度を充実した内容にしていくべきものと考えております。

平成 27 年 4 月 30 日  
公益社団法人 日本医師会  
会長 横倉 義武